

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成26年11月11日京都市条例第25号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行により児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の対象となる児童の範囲が変更されることに伴い、次のとおり、放課後児童健全育成事業に係る児童館及び学童保育所の利用資格を変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
<p>次のいずれかに該当する児童であって、その保護者のいずれもが労働等により昼間家庭にいないと認められるもの</p> <p>(1) 小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。(2)において同じ。）の第1学年から第3学年までの者</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する小学校の第4学年の者</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者</p> <p>エ アからウまでに掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者</p>	<p>小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。）の児童であって、その保護者のいずれもが労働等により昼間家庭にいないと認められるもの</p>

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 25 号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。）の」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市児童館及び学童保育所条例第5条の規定により児童館及び学童保育所を利用することができることとなる者に係る利用の許可の申請は、この条例の施行前においても行うことができる。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）